

発 行 千歳市農業委員会

発行日 令和 6 年 12 月発行

編 集

千歳市農業委員会だより編集委員会



令和 6 年 7 月 18 日 第 73 回 千歳市畜産共進会



第 73 回千歳市畜産共進会を持ちまして、しばらく共進会はおやすみとなります。

🐮もくじ🐮

- ・農地の売買・貸借等の仕組みが変わります・農地の相続 Q & A 2 ペジ
- ・千歳市の農地の平均賃料・みどり認定とは?・THE 雑草 3 ペジ
- ・令和 5 年度道内研修報告 4 ペジ
- ・令和 6 年度農地パトロールを実施しました・準備金の取扱いについて・5 ペジ
- ・農地の権利移動や転用について・令和 6 年度分の確定申告について . . 6 ペジ
- ・農林業センサス・家族経営協定しませんか・農業者年金 7 ペジ
- ・総会日程・全国農業新聞・編集後記 8 ペジ



農地の売買・貸借等の仕組みが変わります

現在作成している地域計画の策定後、農地の貸し借り（売買）は、令和7年4月から、原則として農地バンク（北海道農業公社）経由になります！

新しい仕組み（令和7年4月から）



今までは「農業経営基盤強化促進法」に基づき、「農地利用集積計画」で道央農業振興公社が中間に入り農地の出し手から道央農業振興公社が借り受け、受け手へ貸出していました。令和7年4月からは「農地利用促進計画」により農地中間管理機構が借り受け、受け手へ貸し出すこととなります。お問い合わせ 農地係 24-0814

道央農業振興公社を介しての賃貸借契約は契約が切れるまで有効です。

農地の相続Q&A

Q 令和6年4月1日から相続登記が義務化。登記はいつまでに行わなければならないですか？

A 不動産の相続を知った日から3年以内です。令和6年4月1日より前に相続した不動産の相続登記は令和9年3月31日が期限です。

Q 相続登記を怠るとどうなりますか？

A 正当な理由がないのに期限までに登記申請を行わなかった場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

Q 相続登記の申請はどこで行うのですか？

A 相続する不動産の所在地を管轄する法務局です。費用は掛かりますが司法書士に依頼する事も出来ます。

Q 相続登記完了後、他に必要な手続きはありますか？

A 農地を相続した場合、農地法3条の3の規定により農地が所在する農業委員会へ届け出が必要になりますので相続登記が完了したら農業委員会へご連絡ください。
お問い合わせ 農地係 24-0814

各種申請用様式は市ホームページでダウンロードできます



千歳市の農地の平均賃料

農地法第52条の規定に基づく農地平均賃料の調査結果についてお知らせいたします。
(市内平均賃貸借料(10aあたり) 算出金額は実勢価格を用いています。)

田・転作田	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ 件数	摘 要
5年度	10,547	13,997	3,922	162	R1年～R5年の5年間平均
4年度	10,801	14,000	3,922	167	H30年～R4年の5年間平均
前年対比	253	3	0	5	
畑(普通畑)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ 件数	摘 要
5年度	6,799	10,205	3,500	116	R5年の1年間平均
4年度	6,814	10,000	3,510	106	R4年の1年間平均
前年対比	15	205	10	10	

みどり認定とは???

「みどり認定」は、令和3年5月に国が策定した「みどりの食料システム戦略」の目標達成のため、「環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(みどりの食料システム法)に基づき、環境負荷低減事業活動に取り組む事業者を認定する制度です。認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できるほか、様々な支援対策を受けられます。(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)



また、環境保全型農業直接支払交付金等は、令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた農業者による、先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討されています。

⌘ The 雑草(外来種) ⌘

出典：一般社団法人ナチュラル・エージ技術協会

北海道の生態系へ大きな影響があり防除対策の必要性を検討する外来種です。

- オオハンゴウソウ オオアワダチソウ ○アメリカオニアザミ
- セイヨウタンポポ ○ヘラオオバコ ○ブタナ
- コウリントンポポ ○ムラサキツメクサ ○シロツメクサ
- フランスギク ブタクサ ○イワミツバ
- ハリエンジュ ○キショウブ ○オランダガラシ
- キバナコウリントンポポ セイタカアワダチソウ

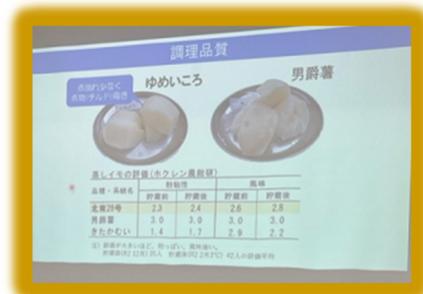
は日本生態学会が定めた日本の侵略的外来種ワースト100に指定されている。

令和5年度道内研修報告 委員 今 務



令和5年11月16日、晴天の朝、千歳市を出発。委員12名、事務局2名、ドライバーの方2名の総勢16名で最初の視察先である、訓子府にあるホクレン実証農場に向かいました。ここでは、異種交配（クロスブリーディング）による乳質、乳量、体格等の違いを調べる試験をしており、ホルスタイン種とモンベリアード種を交配し、出来た子供とバイキングレッド種を交配し生産寿命向上につながるよう研究がなされています。クロスブリーディングの方が、若干乳量は落ちますが、乳質、体形、健康面は優れているとの事でした。次はタイトストール（繋ぎ牛舎）でのロボット搾乳（ロボマックス）です。現在日本では10台ほど導入されており、1日2回の搾乳では70頭程度、対応できるそうです。価格は本機4,500万円の外、付帯施設に1,000万円ほどかかるそうです。難点は、乳房の形状や向きが整っていないと使えず、飼養牛の40%位については使用できないそうです。

2件目の視察先、北見農業試験場にお邪魔しました。ここでは馬鈴薯、牧草、麦について新品種の試験栽培をしており、馬鈴薯では「ゆめいころ」という生食用品種が令和6年から一般栽培になるそうで、芽が浅いので歩留まりが良く、肉質は粉質が少なく煮崩れしづらい特徴があるそうです。



牧草では「チモシー」について学びました。道内牧草の80%がこの品種で、さらに極早生から極晩生まで10品種あります。今は倒伏に強い品種の育成に取り組んでいるとのことでした。小麦では、きたほなみの後継種「北見99号」という縞萎縮病に抵抗性を持つ新品種が出来ており、3~5年後には一般栽培になるようです。



翌日、17日は曇天の中、網走市下水浄化センターにて汚水処理で出る汚泥の利活用についてお聞きしました。1日7~8t出る汚泥をどう処理するか試行錯誤の末、麦稈と混合し、1次発酵させ凝固剤として石炭灰を加え含水率を下げることにより、臭気も40%程度削減し、使いやすい堆肥にすることに成功。完成後の堆肥は、契約農家の元まで市が運搬しているそうです。それでも、産業廃棄物として処理するより格段に安価との事です。さらに一般市民向けに8kg入りの堆肥、800袋を無料配布しているそうです。重金属は、大学の協力で検査しており、最も多いカドミウムが許容値の1/4で、ほとんどが1/10以下でした。最後に見せていただいたコンポストヤード（堆肥製造工場）は年間運営費2,500万円、2人態勢で運営されており、切り返しに使う「トップターナー」という機械は外国製で7,000万円との事でしたが、非常に効率よく攪拌できる優れ物でした。最後に、お世話になりましたホクレン訓子府実証農場、北見農業試験場、網走市下水道浄化センターの皆様へ感謝申し上げます、報告といたします。

令和6年度農地パトロールを実施しました

令和6年8月30日（金）、農業委員19名、関係機関4名、農業委員会事務局6名の計29名による農地パトロールを実施しました。

今年の8月の市内の天気は晴天率が低く、当日も荒天が心配されていましたが、雨も降らず過ごしやすい気温の中でパトロールを実施する



ことができました。対象先として

は、8地区12か所（参考として1地区1か所）を巡回し、現地を訪れながら自分たちの目で実情を確認する重要な機会となりました。昨年の調査対象地をベースとしつつ、この1年間での状況の変化について体感いたしました。



パトロールの結果については、令和6年10月25日（金）の農業委員会総会の前に報告・検討会を実施し、現状の確認や対応方針などを委員全員で共有しました。

今後も農業委員や関係機関職員と連携し、農地等の利用の最適化（担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止や解消）に向けた推進を行ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

準備金の取扱いについて



令和7年度以降、認定農業者等が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、位置づけられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。

令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。

農地の転用について

農地において、建築物の建設や駐車場・資材置場にする等、農地を農地以外の目的に利用（農地転用といいます）するためには、許可要件を満たした上で、農地法に基づく許可（市街化区域内農地の場合は届出）が必要です。

しかし、こうした許可や届出がないまま、農地転用が行われる（違反転用といいます）場合があり、違反転用はその多くが農地転用許可制度を認識していなかったことが原因となっています。

農地に住宅や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場等、農地以外のものとして利用する場合は、その前に必ず農地の転用許可が必要です。

無許可で転用をしたり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には工事の中止等を命じられたり、罰せられることもありますのでご注意ください。

農地を農地以外の目的で使用したい場合は農業委員会事務局までご相談ください。

お問い合わせ 農地係 24-0814

令和6年分の確定申告について

令和7年1月上旬からスマホでの申告（令和6年分）ができるようになります。詳細は下記にてご確認ください。

【URL・QRコード】

・土地等譲渡所得（所得税）のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/tochi_e-tax.pdf

・贈与税のスマホ申告に係る利用勧奨用リーフレット
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/zoyo_e-tax.pdf

・確定申告書等作成コーナー
<https://www.keisan.nta.go.jp/>



農 林 業 セ ン サ ス

農業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源などの基本構造の実態と変化を明らかにして、農林業施策を考えるための基礎資料とするため、5年毎に行う調査です。令和7年2月1日現在で「2025年農林業センサス」調査を行いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

千歳市の農業経営体の動向予測（北海道立総合研究機構）

	2020年 センサス	2035年 予測	
農業経営体のうち個人経営体	163 経営体	128 経営体	21%
農業経営体の世帯員数	570 人	386 人	32%
うち生産年齢人口（16歳～64歳）	282 人	173 人	39%
うち高齢者人口（65歳以上）	227 人	167 人	39%
個人経営面積 （1経営体当たり）	4,542ha	3,866ha	15%
個人経営体の乳牛飼養頭数 （飼養経営体数）	2,351 頭	1,242 頭	47%
	27 経営体	21 経営体	22%



家族経営協定しませんか

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。家族経営協定を締結していると認定農業者として共同申請でき、各種制度を利用できます。また、共同申請して認定農業者になる配偶者や後継者は、農業者年金の基本となる保険料の一定割合の助成を受けることができます。



農 業 者 年 金

農業者年金は次の3つを満たす方であればどなたでも加入することができます

加入要件

- ア 年間60日以上農業に従事する
- イ 国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）で、
- ウ 60歳未満の方

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を！

お問い合わせ 企画振興係 24-0799



総会日程について

R6.12月総会開催日	12月20日(金)	各申請書の提出期限	11月29日
R7.1月総会開催日	1月22日(水)	各申請書の提出期限	12月26日
R7.2月総会開催日	2月28日(金)	各申請書の提出期限	2月7日
R7.3月総会開催日	3月21日(金)	各申請書の提出期限	2月28日

各申請書(農業委員会への提出期限)

農地法第3・4・5条、農地利用集積計画関係等

なお、積雪期間(12月~3月)は現況証明交付にかかる現地調査が困難になることから、この間は受付できませんのでご了承願います。

また、買受適格証明については提出期限までに証明願書の提出が間に合わない場合は、当月の総会での審議ができませんので、ご注意願います。

お問い合わせ先：24-0814(農地係)

全国農業新聞

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。1952(昭和27)年に創刊し、2022年に70周年を迎えました。

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。常に、より「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指して編集・発行されています。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして、ご購入いただければ幸いです。

📄 毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建

【購読料】新聞本紙 月700円(送料・税込) 電子版 月500円(税込)

お問い合わせ先：企画振興係 24-0799

編集後記

近年、農業を取り巻く環境は、異常気象や鳥獣被害、資材高騰など厳しい状況が続いています。そのような中、スーパーでは皆様の努力の賜物である野菜が並んでおり、正しい価格転嫁を切に願うところです。また、水活の問題、高齢化や担い手への面的集積の限界など、諸問題が積み上がっています。令和7年3月までに策定する「地域計画」で問題が少しでも解決につながるといいですね。

農業委員会だよりでは、農業委員会の活動や農家の方々に役立つ情報を提供できるように取り組んでいきます。

偽札に見える新札が、目になじむのはもう少し先になりそうです。

本誌「大地」は千歳市のホームページでもご覧いただけます。

(再生紙と植物油インキを使用)

